

## 夕張市財政再生計画の変更 (平成29年10月)の概要

- 本年9月19日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、平成29年度予算について、その後が発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

### I 経過

- H29. 9. 29 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
  - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

### II 歳入・歳出額の変更における主な内容

#### 1 主な変更事項

- 衆議院議員総選挙等執行経費（+11百万円）  
平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、10月22日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を円滑に執行するための必要経費について追加計上するもの。  
(財源) 道支出金11百万円

#### 2 性質別歳入・歳出の増減

##### (1) 歳入

道支出金の増により11百万円の増

##### (2) 歳出

人件費の増(+3百万円)、物件費の増(+7百万円)、補助費等の増(+2百万円)により11百万円の増

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】**

(29年度予算)

(単位：百万円)

区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳 入	地 方 税	897	897	—	
	地方譲与税	57	57	—	
	地方交付税	4,964	4,964	—	
	国・道支出金	1,917	1,928	11	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査執行+11
	繰 入 金	405	405	—	
	地 方 債	1,124	1,124	—	
	そ の 他	1,288	1,288	—	
	合 計	10,653	10,664	11	
歳 出	人 件 費	1,075	1,078	3	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査執行+3
	物 件 費	1,063	1,070	7	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査執行+7
	維持補修費	513	513	—	
	扶 助 費	1,499	1,499	—	
	建設事業費	1,444	1,444	—	
	公 債 費	3,323	3,323	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	884	884	—	
	そ の 他	851	853	2	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査執行+2
	合 計	10,653	10,664	11	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%  
市町村: 11.25%~15%

道府県: 5%  
市町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%  
市町村: 16.25%~20%

道府県: 15%  
市町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%  
市町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用